

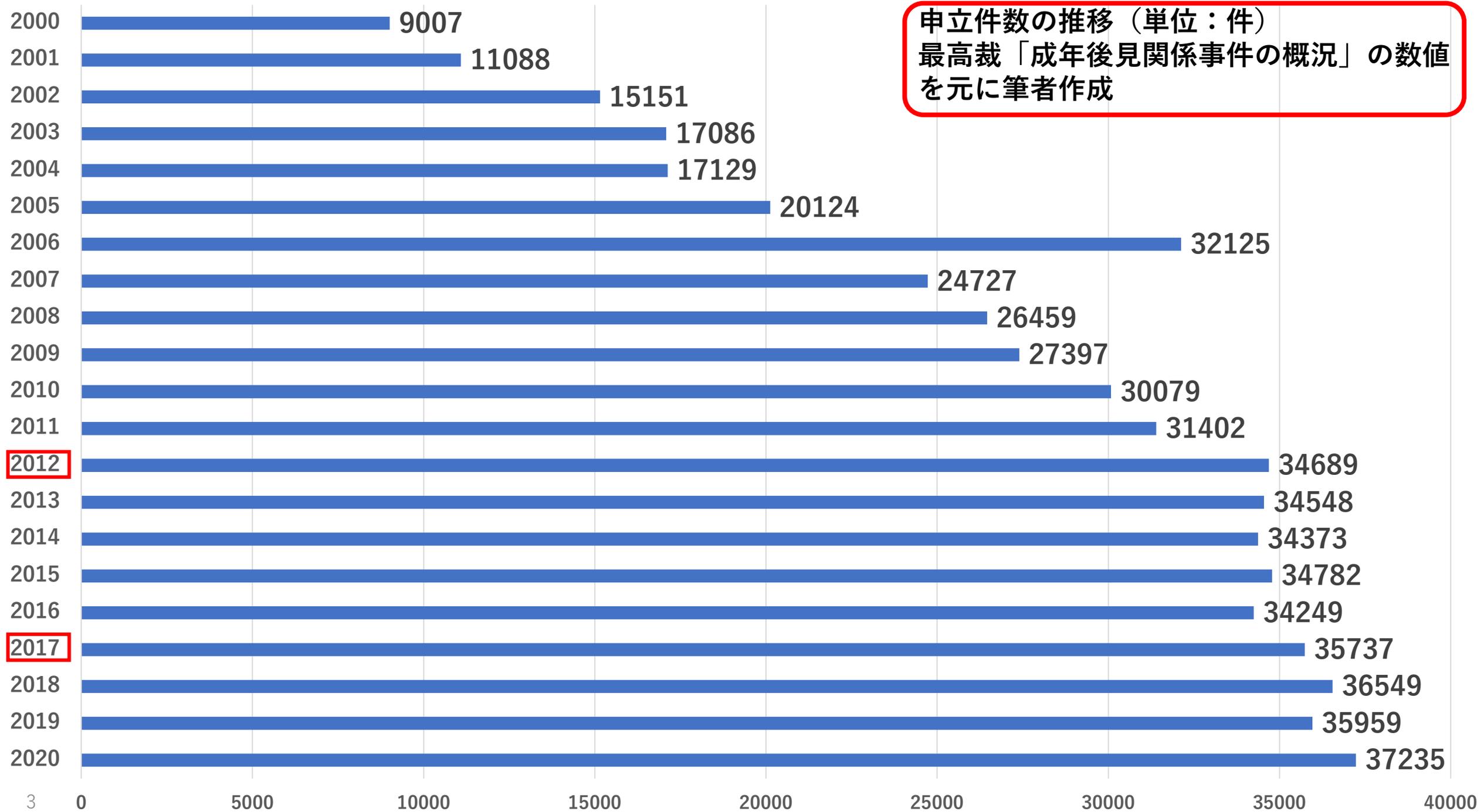
# 成年後見制度の現状の評価と課題

新潟大学

上山 泰

# Ⅰ．統計から見る利用の現状と課題

申立件数の推移（単位：件）  
最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値  
を元に筆者作成



# 申立件数の推移のポイント

①2012（平成24）年までは右肩上がり

☞2006（平成18）年は外れ値〔障害者自立支援法〔当時〕の影響〕

②2012年以降は3万5千～6千件の推移

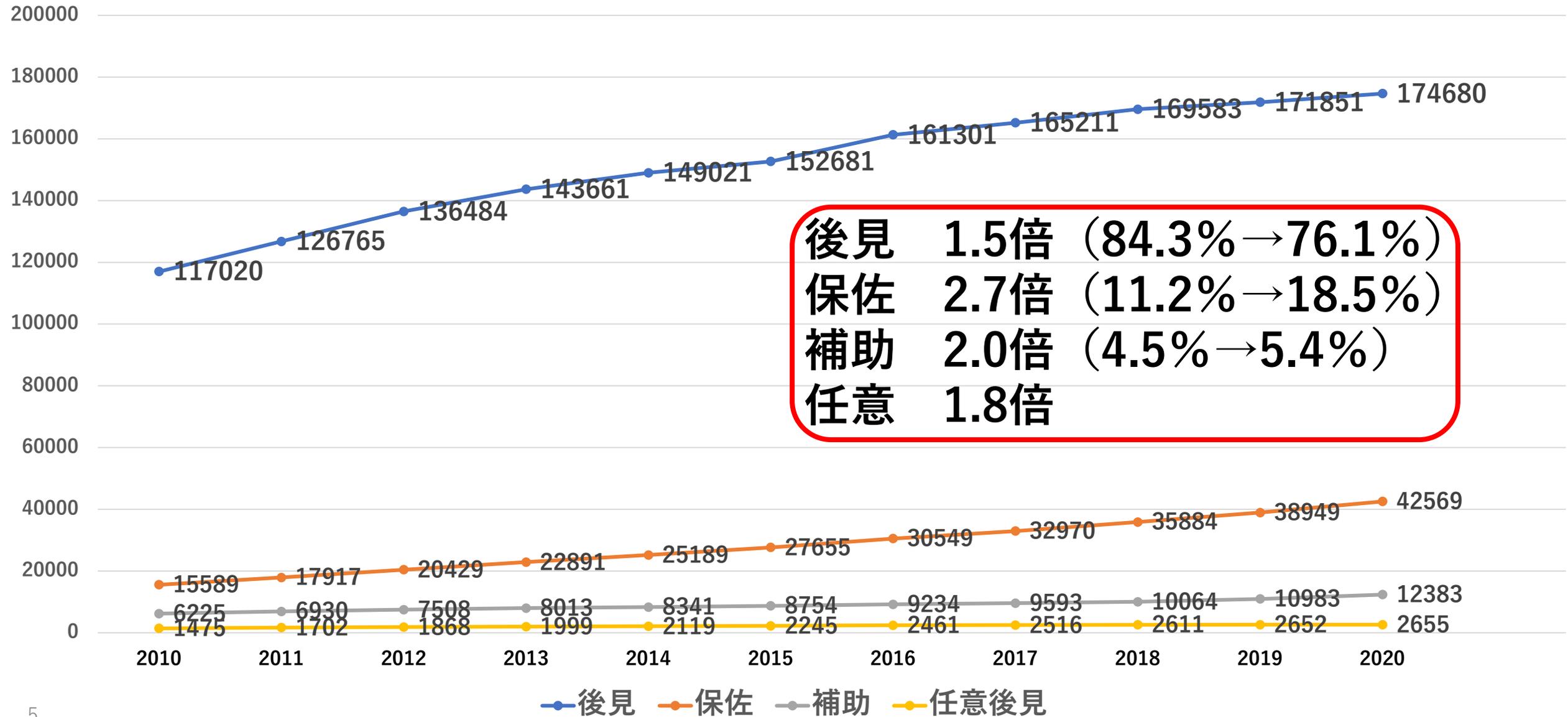
☞基本的に頭打ち傾向

③2017（平成29）年から現行利用促進基本計画の実施

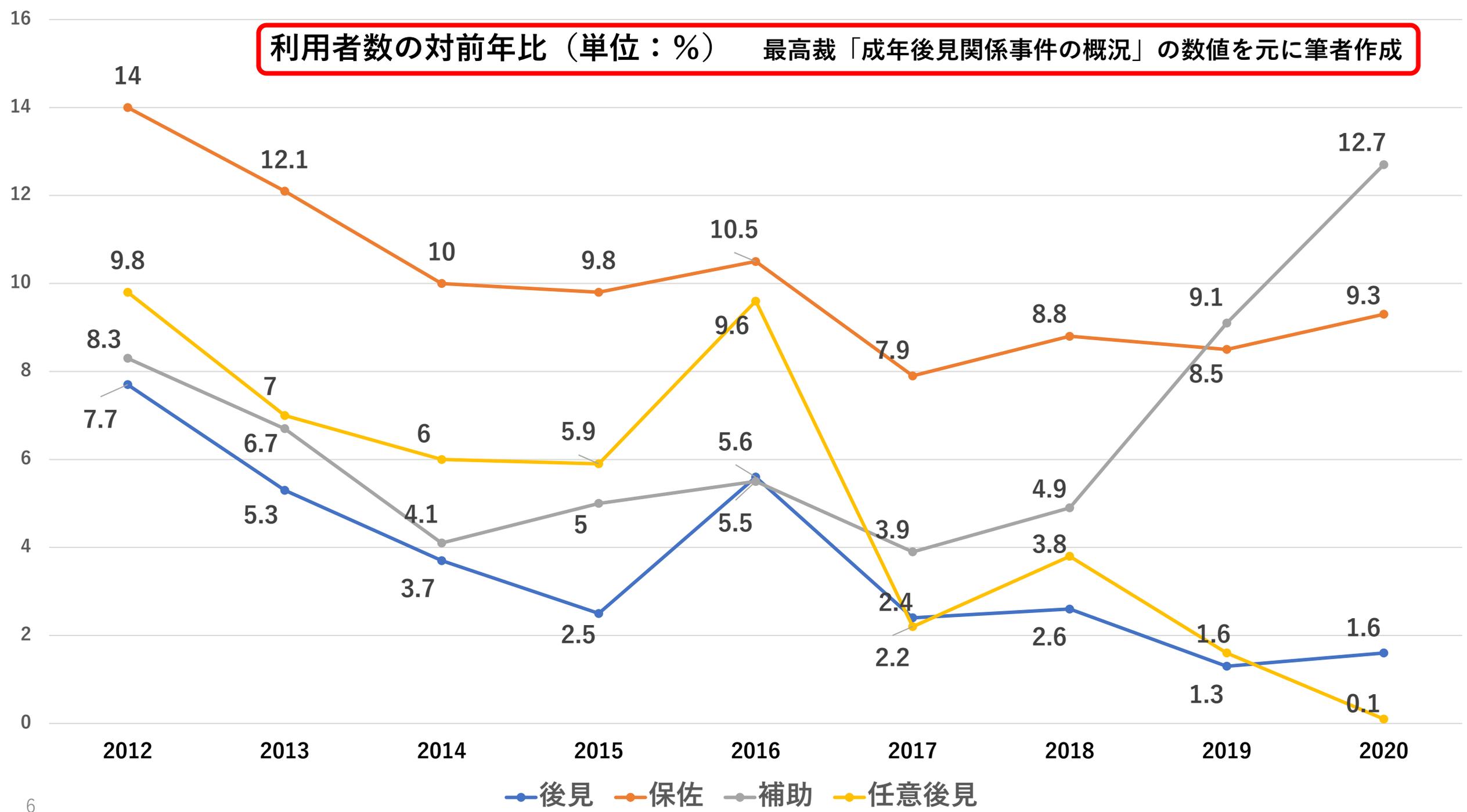
☞再び微増の傾向が見られるので2021年のデータに要注目

# 利用者数の推移（単位・件）

最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成



利用者数の対前年比（単位：％） 最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成



## 申立てベースでの対前年比の推移

最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成

	後見 申立て	保佐 申立て	補助 申立て	任意後見 申立て
2018	0.7%	9.4%	8.9%	-5.0%
2019	-5.4%	7.1%	32.8%	-2.1%
2020	-0.4%	11.6%	30.7%	-1.3%

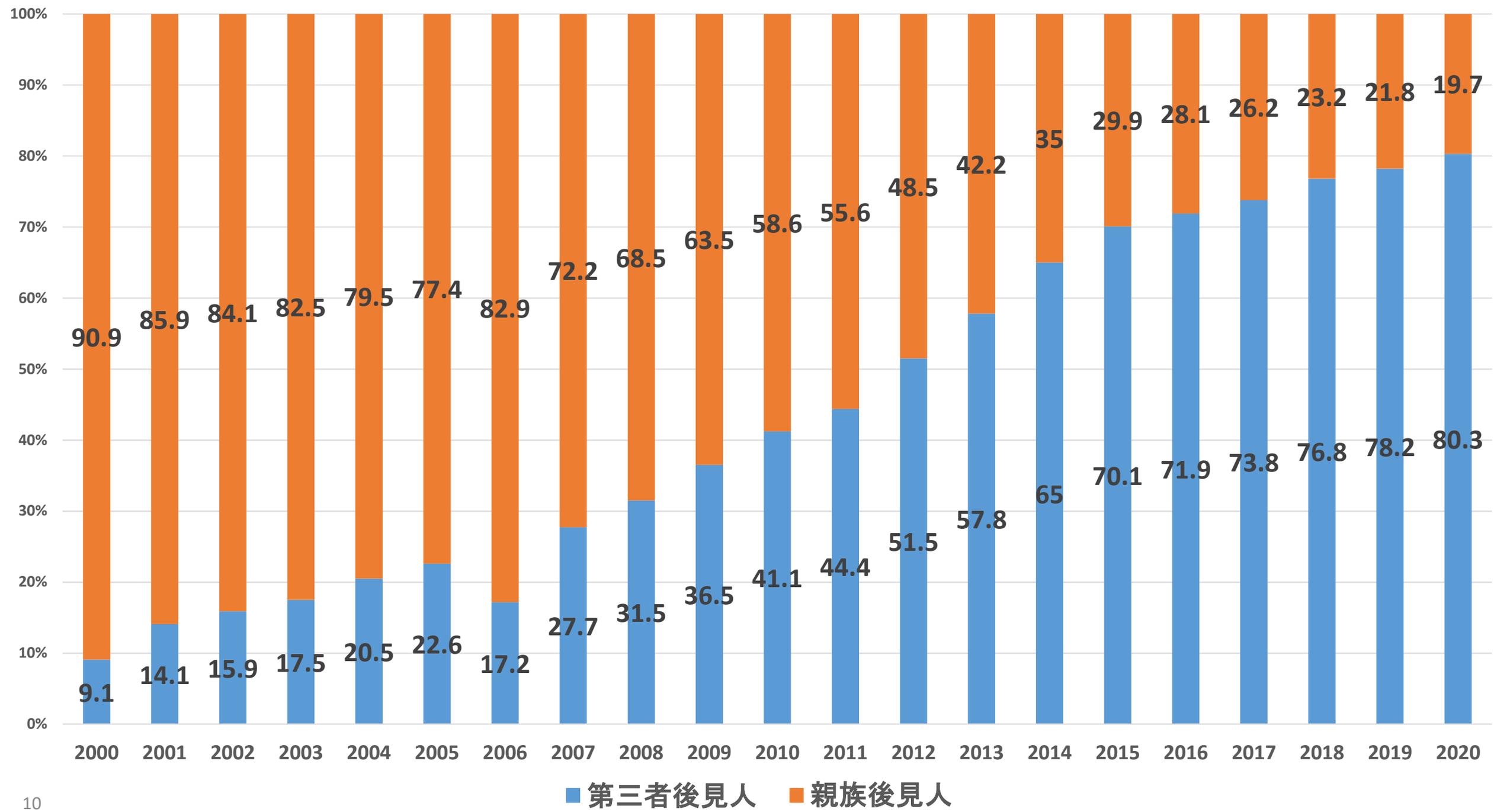
# 類型別の利用の推移のポイント

- ①2010（平成22）年～2020（令和2）年では**保佐**の増加が目立つ
  - 👉利用者数ベースで2.7倍（法定後見内の割合も11.2%→18.5%）
- ②直近2年（2019～2020）は**補助**が急増傾向
  - 👉申立てベースで前年比3割を超える増加傾向
- ③2018年以降の**任意後見**の利用不振が顕著
  - 👉利用者数が完全な頭打ち状態
  - 👉申立てベースでは3年連続で前年より減少

# 親族と第三者の法定後見人選任割合

最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
親族後見人	<b>90.9%</b>	<b>85.9%</b>	<b>84.1%</b>	<b>82.5%</b>	<b>79.5%</b>	<b>77.4%</b>	<b>82.9%</b>
第三者後見人	<b>9.1%</b>	<b>14.1%</b>	<b>15.9%</b>	<b>17.5%</b>	<b>20.5%</b>	<b>22.6%</b>	<b>17.2%</b>
	平成19年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
親族後見人	<b>72.2%</b>	<b>68.5%</b>	<b>63.5%</b>	<b>58.6%</b>	<b>55.6%</b>	<b>48.5%</b>	<b>42.2%</b>
第三者後見人	<b>27.7%</b>	<b>31.5%</b>	<b>36.5%</b>	<b>41.1%</b>	<b>44.4%</b>	<b>51.5%</b>	<b>57.8%</b>
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
親族後見人	<b>35.0%</b>	<b>29.9%</b>	<b>28.1%</b>	<b>26.2%</b>	<b>23.2%</b>	<b>21.8%</b>	<b>19.7%</b>
第三者後見人	<b>65.0%</b>	<b>70.1%</b>	<b>71.9%</b>	<b>73.8%</b>	<b>76.8%</b>	<b>78.2%</b>	<b>80.3%</b>



# 法定後見人の供給母体

(令和2年:単位:件, %)

親	子	配偶者	兄弟姉妹	その他親族	
⑪515 [1.6%]	④3911 [11.5%]	⑩567 [1.8%]	⑨1015 [3.3%]	⑦1234 [3.7%]	
弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	行政書士	精神保健福祉士
②7731 [21.7%]	①11184 [29.5%]	③5437 [14.4%]	⑭61 [0.1%]	⑧1059 [2.7%]	⑮36 [0.1%]
市民後見人	その他個人	社会福祉協議会	その他法人	65.6%	
⑫311 [0.8%]	⑬214 [0.5%]	⑥1455 [4.0%]	⑤2034 [4.8%]	8.8%	

## 親族後見人の 選任割合

各年に後見，保佐及び補助が開始された事件のうち  
**親族が後見人等に選任された事案の割合**

平成29年	28.3%
平成30年	24.9%
令和元年	23.3%
<b>令和2年</b>	<b>21.0%</b>

## 親族の候補者 がいる事案

令和2年2月から12月までに終局した後見，保佐及び補助の  
開始申立事件のうち，**親族が後見人等の候補者として申立書に  
記載されている事案の割合**

※調査開始時期：令和2年2月

令和2年2月～12月(11か月間)の平均  
**23.6%**

**親族が候補者となっている事案自体が少ないが，そのような事案では  
多くの場合，当該候補者が後見人等に選任されている**

親族間に対立がある事案など，親族の候補者を選任することが相当でない事情が  
認められない限り，当該候補者が後見人等に選任されていると考えられる

# 法定後見人の供給母体のポイント

## ① 親族後見人の供給限界

- 👉 直近令和2年の選任割合は**19.7%**
- 👉 親族後見人候補者事案の**9割近く**で親族後見人が選任
- 👉 専門職後見人の選任割合は**68.5%**（うち三士会**65.6%**）

## ② 法人後見のプレゼンスの増大

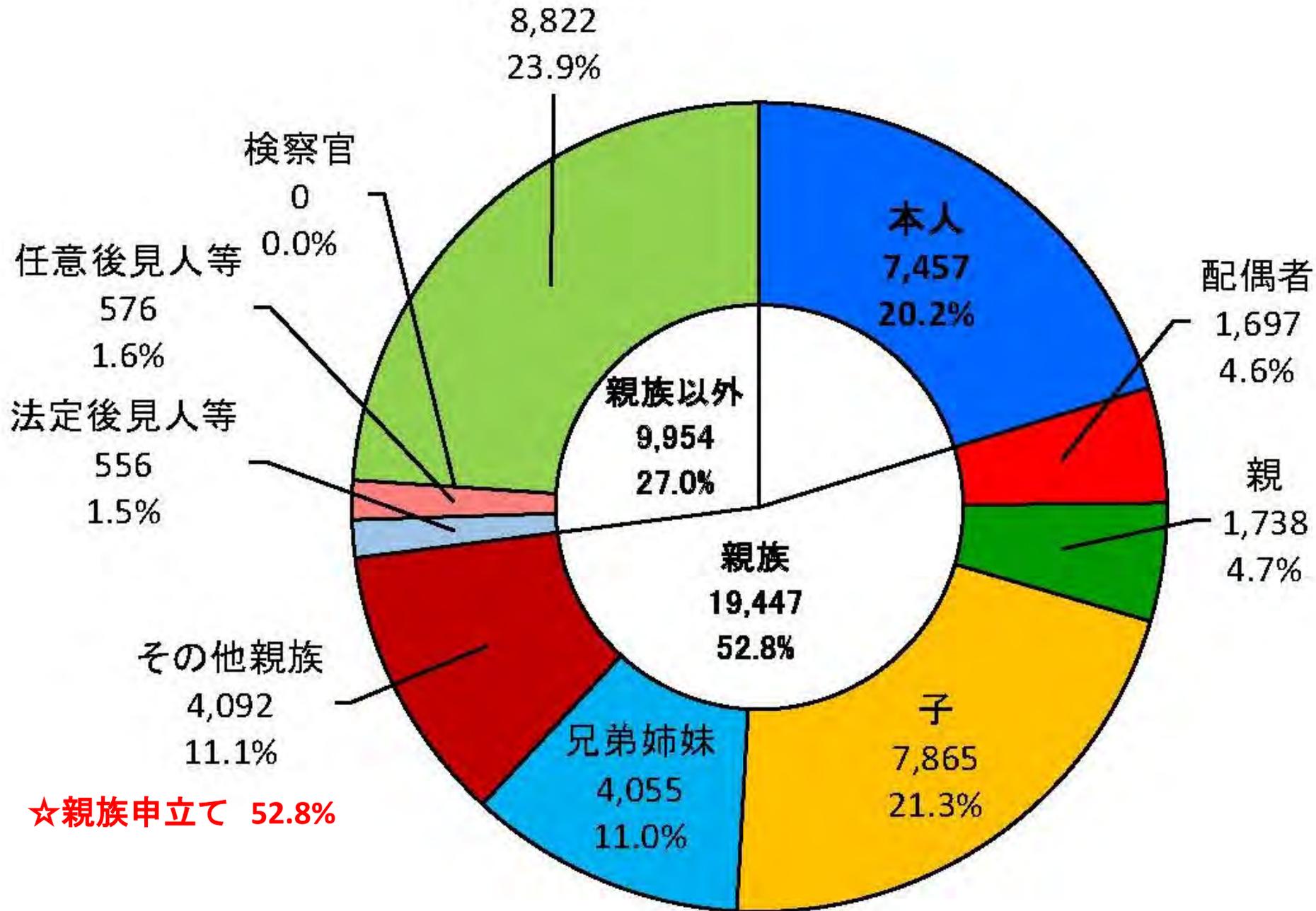
- 👉 法人後見人の選任割合は**8.8%**（社協**4.0%**・その他**4.8%**）

# 市町村申立ての推移

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数 [比率]	<b>23</b> <b>[0.5%]</b>	115 [1.1%]	258 [1.9%]	437 [2.5%]	509 [3.3%]	666 [3.1%]	1033 [3.1%]
	19年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年
件数 [比率]	1564 [6.1%]	1876 [7.0%]	2471 [9.0%]	3108 [10.3%]	3680 [11.7%]	4543 [13.2%]	5046 [14.7%]
	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
件数 [比率]	5592 [16.4%]	5993 [17.3%]	6469 [18.8%]	7037 [19.8%]	7706 [21.3%]	7837 [22.0%]	<b>8822</b> <b>[23.9%]</b>

市区町村長

\* 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和2年1月～12月—」一部加筆



☆親族申立て 52.8%

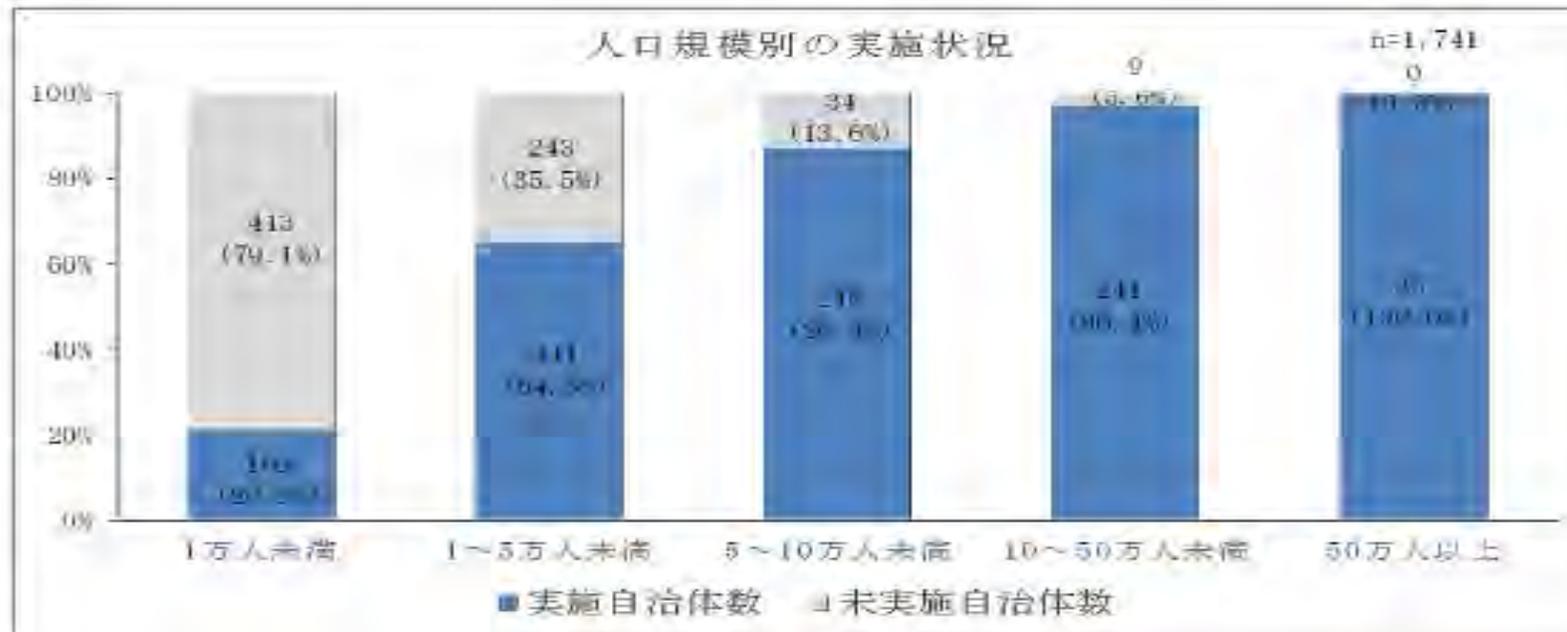
※平成12年度

- ・子 39.9%
- ・配偶者 18.9%
- ・兄弟姉妹 17.1%
- ・その他親族 10.6%
- ・親 9.7%
- ・本人 2.9%
- ・市区町村長 0.5%
- ・法定代理人等 0.3%
- ・任意後見人等 0.1%
- ・検察官 0.0%

☆親族申立て 96.2%

## イ 人口規模別の実施状況

人口 (万人)未満	実施 自治体数		未実施 自治体数		申立件数(本人別)			
					高齢者	知的 障害者	精神 障害者	申立件 数合計
～1	109	(20.9%)	413	(79.1%)	131	27	18	176
1～5	441	(64.5%)	243	(35.5%)	930	130	92	1,152
5～10	216	(86.4%)	34	(13.6%)	731	86	76	893
10～50	241	(96.4%)	9	(3.6%)	2,755	261	281	3,301
50～	35	(100.0%)	0	(0.0%)	2,128	151	165	2,444
合計	1,042	(59.9%)	699	(40.1%)	6,675	655	632	7,962



# 市町村申立てのポイント

## ① 市町村申立てのプレゼンスの増大

- 👉 制度開始時から**384倍増**（23件→8822件）
- 👉 直近令和2年では**23.9%**（約**4分の1**）を占める
- 👉 申立てレベルでも親族（**52.8%**）のプレゼンスが大きく減少

## ② 小規模自治体の実施率の低調さ

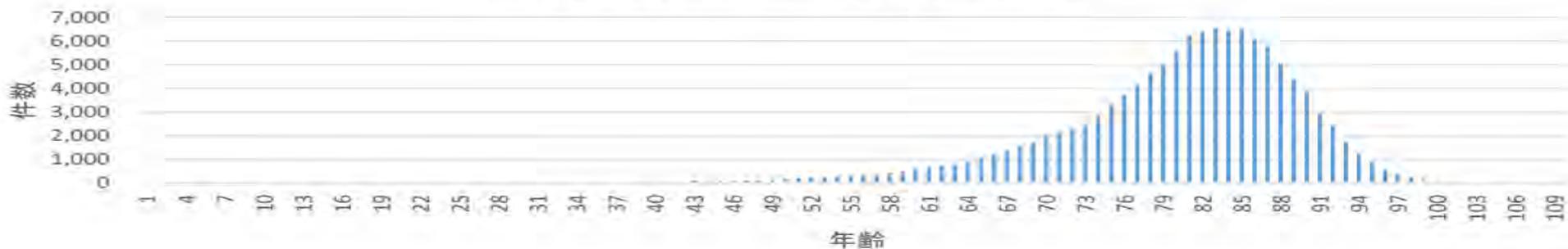
- 👉 市町村長申立ての実施率は自治体の人口規模に比例
- 👉 人口50万人以上では100%に対し、1万人未満では**20.9%**に留まる

### (3) 任意後見制度の利用状況に関する調査結果

#### 任意後見契約締結時の本人の年齢

- ・ 令和元年7月29日時点の、登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約(約12万件)について、任意後見契約締結時の本人の年齢を調査。
- ・ 平均年齢約80歳。

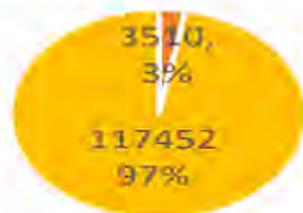
任意後見契約締結時の本人の年齢



## 任意後見監督人の選任状況

- 令和元年7月29日時点の、①登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約、②登記が閉鎖された任意後見契約について、任意後見監督人選任登記の有無を調査。

①閉鎖登記事件を除く全事件



- 監督人選任登記あり
- 監督人選任登記なし

②-1 登記が閉鎖された全事件



- 監督人選任登記あり
- 監督人選任登記なし

②-2 本人死亡により登記が閉鎖された全事件

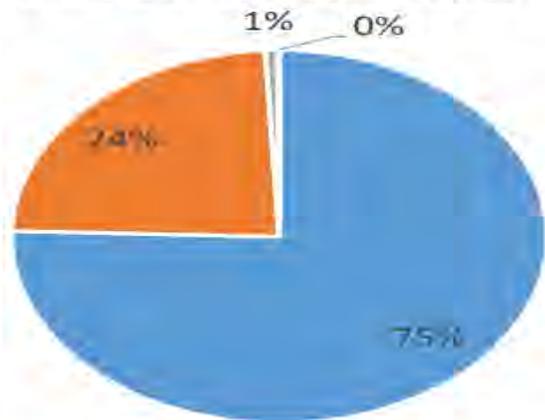


- 監督人選任登記あり
- 監督人選任登記なし

## 任意後見契約の類型

- 平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、その類型を調査。

任意後見契約の類型



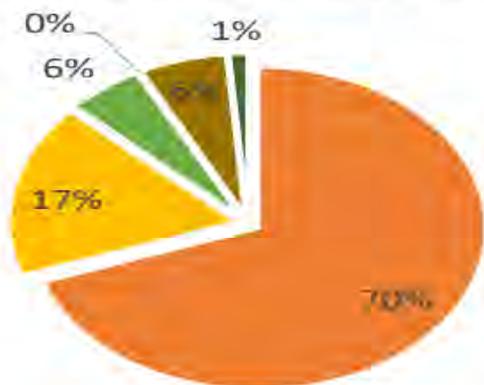
■ 移行型 ■ 将来型 ■ 即効型 ■ その他

- 最も多いのが移行型の契約であり、全体の約4分の3。
- それ以外の契約のほとんど(全体の約4分の1)は、将来型の契約。

## 任意後見受任者の属性

- 平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、任意後見受任者の属性について調査。

任意後見受任者の属性



- 親族
- 専門職
- 友人知人
- 市民後見人
- その他団体
- その他個人

- 任意後見受任者の属性として最も多いのは、本人の親族であり、全体の約7割。
- 次に多いのが専門職者であり、全体の2割弱。

# 任意後見の利用実態のポイント

## ① 契約締結時の利用者の高齢性

👉 平均**80**歳

## ② 発効率の低さ

👉 任意後見発効前に本人が死亡した事案が**66%**

👉 契約全体に占める発効率は**5.6%**程度？

## ③ 親族受任事案が**70%**

👉 法定後見と比べ親族の割合がかなり大きい（2007～8年の水準）

## II. 法改正の方向性

# 法定後見の形態の見直し

※障害者権利条約との整合性＋ソフトランディングの保障

👉 本人の意思に反する強制措置の必要最小化

① 「**必要性の原則**」 「**補充性の原則**」 の明確化

👉 必要最小限の介入原則（次頁参照）

② **スポット型後見**の導入〔私案〕

👉 事項特定のかつアドホックな対応手段の導入

# 必要性の原則・補充性の原則

## ① 「必要性」及び「補充性」概念の整理

- 👉 医学モデル（判断能力との単純な相関判断）からの脱却
- 👉 「客観的必要性」から「（事案ごとの） 具体的必要性」への評価基準の転換
- 👉 インフォーマルな支援の位置づけ
  - ・ 事実上の後見（親族による契約代行等）の評価
  - ・ 事務管理者の代理権等

## ② 時間的要素＝適時・適切な終了の担保

- 👉 スポット型後見・定期的再審査制（有期・更新制）の導入

# 法定後見類型の再構築〔私案〕

## 【原則形態】 スポット型後見

### 事項特定型法定代理権付与（保佐・補助型代理権）

- ・ 対象行為に関する継続的な事理弁識能力の不在
- ・ 対象行為の実施に関する具体的必要性

## 【拡張形態】 本人意思関与型の権限付与（補助型）

### ① 事項特定型法定代理権付与

### ② 事項特定型同意権・取消権付与 ※取消権者を本人に限定

# 審判手続に関する課題（１）

## ①申立てに関する規律の見直し

- 👉 申立権者の範囲と位置づけの整理（四親等内の親族・検察官・市町村長）
- 👉 検察官と市町村長の位置づけの体系的整理

## ②後見の終了と後見人の権限変更に関する規律の見直し

- 👉 審判取消しの申立権者への市町村長の追加
- 👉 後見人の権限変更（保佐人への代理権の付与・取消し等）の申立権者への市町村長の追加

※裁判所の職権による開始審判の取消しと代理付与審判の変更・取消し案もあり

# 審判手続に関する課題（2）

## ③ 柔軟な後見人交代の保障

👉 家庭裁判所による工夫の現状

\* 欠格事由等との関係における解任による処理の限界

👉 後見人の「交代」に関する規定の新設

\* 「選任」・「解任」と並ぶ家庭裁判所の監督権限としての位置づけ

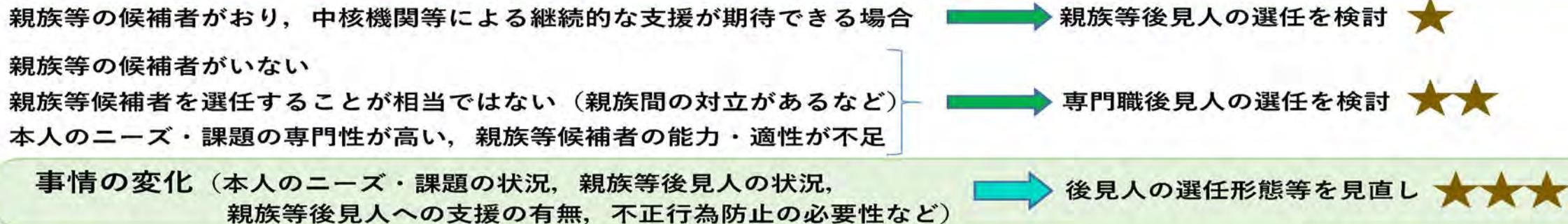
\* 苦情対応策の1つとしての位置づけ（本人の希望による交代）

# ● 後見人の選任・交代の運用等

\* 最高裁判所資料（専門家会議・第2回福祉・行政と司法の連携強化WG）

## 基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ

※ ★印は、資料1頁目（第3回成後見制度利用促進専門家会議資料1-②を一部加工）記載の★印に対応



## 後見人等の交代についての課題及び裁判所における運用の工夫

### 課題

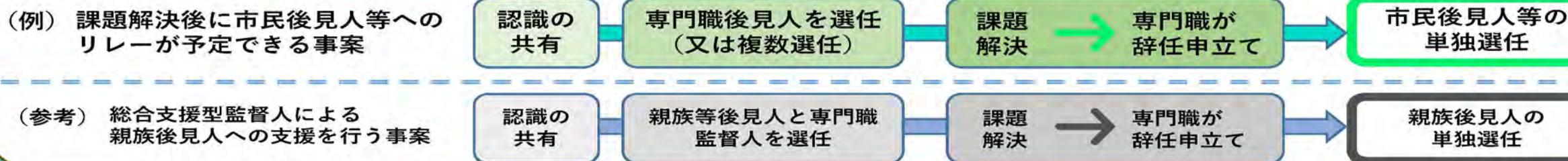
後見人の交代 . . . 交代について直接定めた条文はなく、後見人の辞任及び選任による必要がある  
 ↳ 現後見人が辞任を了承しなければ実現困難

**民法844条（辞任）** 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。  
 （参考）後見人の解任ができるのは、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときに限られる（民法846条）

### 裁判所における運用上の工夫

本人・後見人・裁判所の間で予め認識共有

- ・ 本人のニーズや課題
- ・ 専門職の関与する目的等
- ・ 交代やその時期



# 成年後見業務に関するリスクの再配分

## ①後見人の職務執行に関する**免責規定**の導入

- 👉意思決定支援等の本人意思尊重重視の帰結
- 👉善管注意義務の解釈論による対応可能性

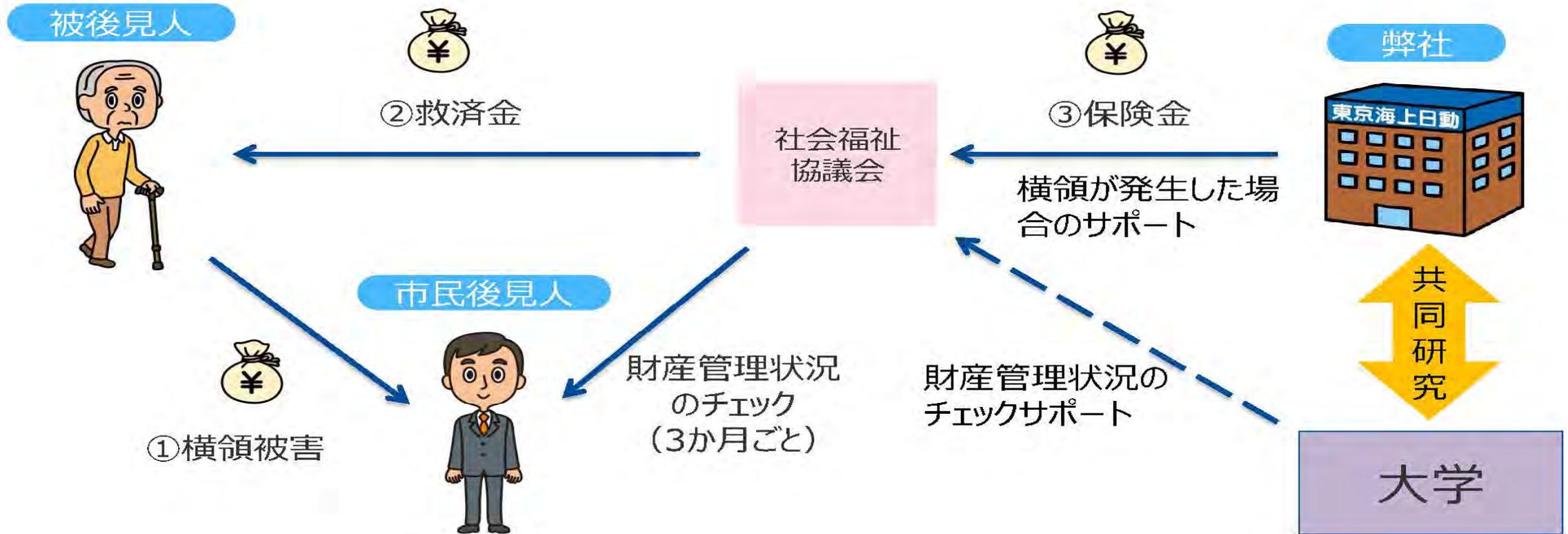
## ②後見業務に関する**損害保険**制度の整備

- 👉被保険者の故意・重過失による免責の問題（**横領事案**への対応）
  - ・市民後見活動支援保険
  - ・弁護士成年後見人信用保証制度
- 👉自動車保険を参照した強制保険制度の導入
  - ・必要最低限の補償⇒親族後見人を含む全件を対象とする強制保険
  - ・上乗せ部分⇒任意保険等による対応

# 4. 損害保険会社としての取組 – 市民後見活動支援保険 –

下記2つの取組により、市民後見人の信頼を高め、市民後見制度普及を促進します。

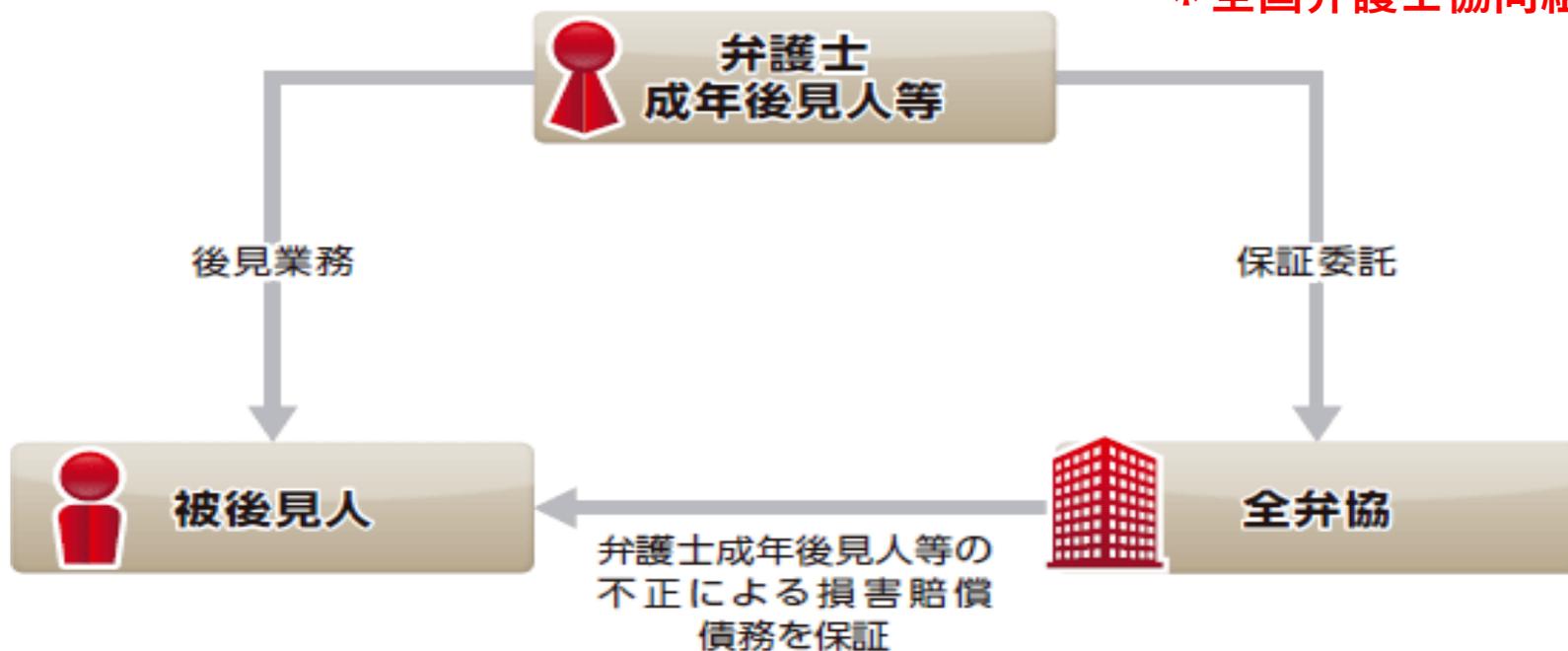
- ・市民後見人の財産管理状況のチェックを行う社会福祉協議会のサポート (リスクの軽減：大学)
- ・万が一横領が発生した場合の補償制度サポート (リスクの移転：弊社)



\* 東京海上日動火災保険会社作成資料 (専門家会議・第3回運用改善WG「資料5」)

## 弁護士成年後見人信用保証制度

\* 全国弁護士協同組合連合会のHPから転載



\* 全国弁護士協同組合連合会のHPにおける説明より抜粋

「弁護士成年後見人信用保証制度」は、被害者救済を目的として日本弁護士連合会が考案し、推奨する制度です。全弁協が保証人となり、弁護士成年後見人等の不正による損害賠償債務を保証し、弁護士成年後見人等による横領事件が発生した場合、全弁協が、保証債務の履行として被害者（被後見人等）の被害を弁償し、その被害の回復を図る制度です。保証額は、弁護士後見人等1人あたり3,000万円を上限とし、複数被害者がいる場合は、上限枠内で按分となります。保証期間は、10月1日から1年間（途中加入随時受付）で、弁護士個人単位での加入となり、年間保証料は9,900円です。

# 法定後見に関するその他の課題（１）

## ①公後見人制度の導入

## ②後見支援の質の評価のしくみ作り

👉 自己評価・第三者評価のしくみの導入

👉 法人後見実施団体に対する公的助成制度の導入との連動

# 法定後見に関するその他の課題（2）

## ③意思決定支援のための基盤作り

- 👉 **日本版IMCA（第三者代弁人）の導入**
- 👉 **医療・福祉的決定に関する意思決定支援の体制整備**
- 👉 **日常生活支援（日常的な財産管理等）に関する意思決定支援の体制整備**

## ④身上監護に関する代行決定権限の整理

- 👉 **医療同意権・居所指定権等の明文化**

# 任意後見制度に関する課題（1）

①移行型任意後見契約の適正な発効の担保

②任意後見のランニングコストに関する課題

👉報酬のめやすの不在（契約自由による当事者決定のため）

👉任意後見監督人報酬の存在

👉利用者側から見たコスパの悪さ

# 任意後見制度に関する課題（2）

## ③任意後見と法定後見の併存の容認

- 👉 任意後見の継続を前提としたスポット型後見の活用  
cf. 段階的発効案

## ④任意代理の位置づけ

- 👉 濫用防止に配慮した任意代理の活用
  - \* 日自の代理権継続
  - \* 預貯金管理（後見利用動機の9割）に関する限定的な任意代理の活用
- 👉 事務管理・緊急事務管理による補完
- 👉 本人の意思能力喪失による任意代理権の当然失効〔新井説・私見は反対〕